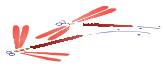
事務所通信　No.359

令和７年９月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649㈹

◆新潟県の最低賃金が1,050円となります

令和７年度の新潟県の地域別最低賃金は現行の時給985円から**65円引き上げの1,050円**と決定いたしました。引き上げの時期は**令和７年10月２日から**です。



※過去５年間の新潟県地域別最低賃金の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最賃額	859円	890円	931円	985円	1,050円
引上げ額	28円	31円	41円	54円	65円
上昇率	3.37%	3.61%	4.61%	5.80%	6.60%

●106万円の壁が無くなります

パートタイマーの社会保険適用拡大の対象となっている事業所（特定適用事業所）の場合、週20時間以上勤務し、かつ月の所定内賃金が88,000円以上となる場合にパートタイマーも社会保険に加入する必要がありますが、この１か月88,000円の１年分の額が約106万円であることから、「106万円の壁」と言われていました。**最低賃金が1,050円の場合には、週20時間以上勤務すると必ず所定内賃金が106万円を超えることとなりますので、特定適用事業所では、週20時間以上勤務する方は社会保険への加入が必要になります。**

現在は社会保険被保険者数が50人を超える事業所が特定適用事業所ですが、今後その対象は以下のとおり順次拡大され、10年後には全ての事業所で週20時間以上勤務する方が対象となります。

社保被保険者数	実施時期
500人超	平成28年10月
100人超	令和4年10月
50人超	令和6年10月
35人超	令和9年10月
20人超	令和11年10月
10人超	令和14年10月
1人以上10人以下	令和17年10月

◆キャリアアップ助成金（短時間労働者時間延長支援コース）

令和７年７月１日から、**キャリアアップ助成金に「短時間労働者時間延長支援コース」**が創設されています。従来の「社会保険適用時処遇改善コース」は主として先述の106万円の壁対策として設けられた制度でしたが、最低賃金の動向から、106万円の壁への対策は必要無くなり、令和８年３月31日までで制度が終了します。

それに替わって主に**130万円の壁対策**として新たに「短時間労働者時間延長支援コース」が設けられました。



●130万円の壁とは

健康保険の扶養として認定される家族等の収入基準が年収見込み額で130万円（60歳以上・障害厚生年金の受給者は180万円）未満であるため、この額を超えると自身で国保料等を負担することとなり、手取りが減少する場合があり、働き控えの壁となっている収入額です。

（※令和７年10月１日からは、19歳以上23歳未満の方の収入基準は150万円に緩和されます。ただし、配偶者は130万円のままです。）

特に厚生年金の被保険者の配偶者が扶養になる場合、国民年金の負担も無くなることから、130万円の収入見込みを超えて扶養から外れた場合の手取り額の減少が大きくなります。



●コースの概要

有期雇用労働者等の**週所定労働時間を延長し**、もしくは**週所定労働時間の延長と賃上げを行い**、**新たに社会保険の加入基準の所定労働時間数**となって**社会保険に加入した場合**に助成します。

次項に続きます。

キャリアアップ助成金（短時間労働者時間延長支援コース）（続き）



①対象労働者（主な条件）

①社会保険の加入日時点で６か月以上継続雇用されているパートタイマーやアルバイト等

②過去６か月間、社会保険の適用要件を満たしていなかった者

③社会保険加入日から過去２年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった者

①～③の全てを満たす者が対象です。また、事業主、または取締役の３親等以内の親族は対象になりません。



②要件と助成額

①１年目

要件		１人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	―	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

②２年目

要件		１人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に２時間以上延長	―	25万円	20万円	15万円
―	基本給を更に５%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

社会保険加入時点の取り組み内容（１年目）と２年目の取り組み実施後（２年目）で比較

☆１年目の措置で社会保険に加入し、２年目に更に手取り額を増やす取り組みを行った場合に両方を受給できます。

※小規模企業は常時30人以下の企業です。

◆改正育児介護休業法（10月1日施行）

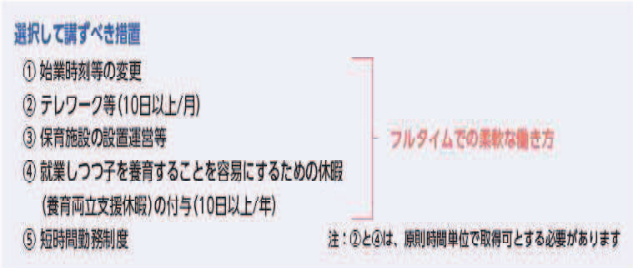
令和７年度は改正育児介護休業法（10月１日施行）の内容です。

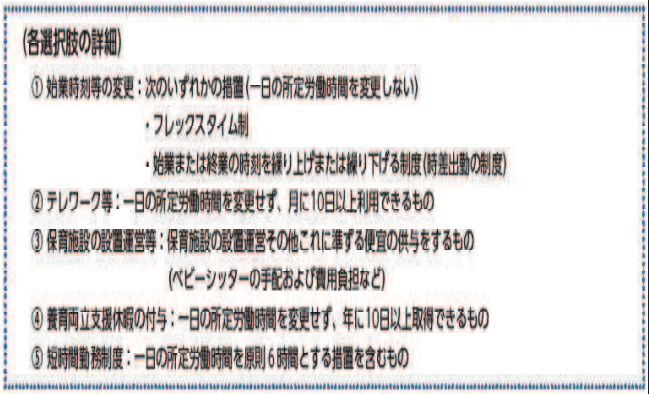


①柔軟な働き方を実現するための措置等

①事業主は、**３歳から小学校就学前の子を養育する労働者**に関して、以下の**５つの中から２つ以上**の措置を選択して講ずること

②上記措置の個別の周知・意向確認





周知時期	労働者の子が３歳の誕生日の１か月前までの１年間 (１歳11か月に達する日の翌々日から２歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が（1）で選択した対象措置（2つ以上）の内容 ② 対象措置の申出先（例：人事部など） ③ 所定外労働（残業免除）・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

③仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が３歳の誕生日の１か月前までの１年間 （１歳11か月に達する日の翌々日から２歳11か月に達する日の翌日まで）
聴取内容	① 勤務時間帯（始業および終業の時刻） ② 勤務地（就業の場所） ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■ 拾い読みの読書

１００冊の自己啓発書より
「徒然草」を読め！

著　者：　適菜 収
出版社：　祥伝社　　８６０ 円＋税

P7　兼好法師は鎌倉時代末期から南北朝時代の人間です。にもかかわらず、彼は現在の西欧の思想と同じ地平に達していた。なぜか？いつの時代においても、目が見える人間は、多くのものが見えるからです。これを一般に「見識」という。

P28　完全を目指せば、必ず不満が残る。人間はそもそも不完全な存在である。それに気付けば、心に余裕が生まれる。

P139 学問の力とは単なる「情報」の集積ではない。先人に学び、判断能力を身につけるということである。

P147 新型コロナの騒動においても、医者でも感染症の専門家でもない素人が、大声をあげて専門家を罵倒するという事態が発生した。ある分野において専門家でも、別の分野においては素人である。・・・専門家も間違えることはあるが、だからといって、素人の意見と同列に扱っていいはずはない。

P187 面白いことを言ってもその面白さがわからないのと、面白くないことを言ってもよく笑うのは、それにより人品の程度もよくわかるというものだ。・・**《をかしきことを言ひてもいたく興ぜぬと、興なき事を言ひてもよく笑うにぞ、品のほど計られぬべき》（第五十六段）**

P192 「人を見た目で判断してはいけない」と親や学校から教わった。「ああいう風に見えるけど本当はいい人なのよ」という言葉もある。しかし見た目が変なやつは、大抵の場合、変である。兼好は言う。**《狂人の真似とて大路を走らば、すなわち狂人なり。悪人の真似とて人を殺さば、悪なり。》（第八十五段）**

拾い読みの読書　Ⅱ

伊藤忠 商人の心得

著　者：　野地 秩嘉
出版社：　新潮新書　　８６０ 円＋税

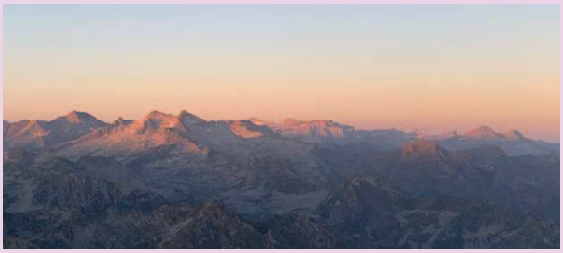
P120　資本主義の世の中では金力と腕力と強引さはそれなりの力を持つ。ただ、それを自己中心的に使うから問題が起きるのだ。

P124 「仕事のできない人ほど、社内ルールに対して細かい文句を言ってくる。・・もし本当に社内ルールがおかしいと思うのであれば、まずは他人が文句を言えないくらいの結果を残すこと。結果を残して出世して、ルールを見直す立場になることだ。」

P159 「人事の鉄則は、できる人には難しい課題を与えて、平均点に届かない実績の人間には実現できそうな課題にすること。人間は目標を自己申告させると、できる人間は絶対にできることしか言ってこない。上司たるものはそこを見て、もう少し難しい問題を与える。そうでないと仕事で手を抜いてしまう。そのうちに難しい問題に挑戦しなくなる。人間が成長するためには少し上の目標を設定すること。そうすれば全身全霊をささげて仕事をする。」

■ 画像通信





ピック・ドゥ・ミディ山頂天文台からの
ピレネーの夜明け

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (359号)

■ 夏休み (R7.8.5)

▲夏休みを頂き、南西フランス～ピレネー山脈～北スペインへ10日間の旅をして来た。

▲７月21日、折り返し機材の到着遅延で半日遅れの深夜羽田を発ち、フランクフルトで乗り継ぎ、現地時間22日 9：25エアバス本社のあるフランス・トゥールーズ空港に辿り着いた。大西洋と地中海を結ぶ世界最古の運河「ミディ運河」が流れる市内の世界遺産サン・セルナン聖堂や、近郊の城塞都市カルカソンヌを観光。

▲23日、木造建物の並ぶ鄙びた町ミルポアで伝統料理カスレ（白いんげんの煮込み料理）で昼食を摂り、サン・ベルトラン・ド・コマンジュにあるロマネスク、ゴシック、ルネッサンスの３つの様式で構成される大聖堂に立ち寄り、カトリック巡礼の地ルルドへ。夕食後、世界中の信者が祈りとともにロザリオ聖堂へローソクをかざして行進する「ローソク行列」に触れた。

▲24日、いよいよピレネーの山域、世界遺産ガヴァルーニ圏谷。氷河で抉られた谷の川筋を歩き、終点の大滝を望む頃には雲が切れ、山塊が眼前に現れた。道沿いにはコウメバチソウ、青と黄色い花のトリカブト、クリスマスローズ、ハクサンチドリなどの高山の花々が咲いていた。

▲25日、この旅のハイライト。ピック・ドゥ・ミディ山頂へ。麓のラ・モンジーからロープウェイを乗り継ぎ 2,877mの山頂まで15分、天文台の研究者用宿泊施設を改装し、15室だけ一般客に解放した宿へ。山々から雲が湧き、楽しみにしていた星空観測に気を揉んだ。

▲フォアグラのテリーヌでワインを堪能した後、漸く辺りが暗くなった夜10時頃展望デッキに出たが霧に包まれ、諦めて眠りについた。早朝４時、「窓から星が見える」と女房に起こされ、勇んで気温０度のデッキへ。満天の星々や天の川に目を見張り、寒さに耐え７時前の日の出を拝んだ。

▲26日、標高2000メートルのピレネーの圏谷に沿って走るトロッコ列車でアルトゥーストのダム湖へ。深い圏谷の淵をクネクネと走る列車は、黒部のトロッコ電車を思い出させた。下山後、峠を越えてスペイン・バスク地方の都市ハカの宿へ。

▲27日、簡素だったフランスでの朝食と比べて種類も多く、美味な料理に満足し、「牛追い祭り」の街バンプローナへ。『日はまた昇る』の著者ヘミングウェイ行きつけのカフェ&バーで昼食。大酒呑みだったとか。その後、美食の街サンセバスチャンへ。街を歩き、BAR（バル）でピンチョスを肴に一杯。その後、ホテルで一本。

▲28日、ナチスドイツ軍によって壊滅的爆撃を受けた街ゲルニカで、「スペインを苦悩と死に沈めた軍隊に対する憎悪を表現した」というピカソの原寸大の陶板レプリカ「ゲルニカ」を観て、旅の最終宿のあるビルバオへ。市内観光後、デパートで地の赤ワインとブルーチーズ、ミニトマト、野菜サラダを買い、ホテルの部屋で路を行き交う人々を眺めながらグラスを傾けた。

▲29日、4：45ホテルを出発、7：15ビルバオ空港離陸。12：35経由のミュンヘンを発ち、時差７時間の日本時間30日8：00羽田に無事帰還した。

▲若干残る時差ボケの中、楽しかった10日間の風景や出来事を振り返っているが、事務所の皆の万全のカバーで何一つ仕事の心配が要らなかったことが頼もしく、嬉しく思っている。